

Title	消費経済思想史概観
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.9 (1943. 9) ,p.781(1)- 826(46)
JaLC DOI	10.14991/001.19430901-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學教授 永田 清編

時代と學問

B 6三八四頁
價 二圓六〇錢
送料 二〇錢

時代の發展は學問研究の具體的對象及び領域を變ずる。乃ち時代に觸れつゝ自己生長を遂げて行く學問こそ「生きた學問」である。今日、前古未曾有の歴史的時代に於て學問の各分野に如何なる對象が研究題目となり、それが如何に採り上げられてゐるか、それぞれ専門の教授に執筆を求めたものが本書である。本書はもと慶大學生の企圖に出でたるもの、それ故に、本書こそ今日の學生青年層の希求が何にあるか、率直に表明すると共に、ひろく一般學生の讀書の要求に應じ得べしと信ずるものである。

- 目次
- 根源的現實 (伊藤吉之助) ……ドストエーフスキイのフアンズム (米川正夫)
 - 歴史社會學の意義 (新明玉道) ……ニドマンド・パークの再吟味 (潮田江次)
 - ……世界戰と世界觀 (大江精志郎) ……立法政策の理論 (菊地勇夫) ……經濟法における人間 (峯村光郎) ……財政學に於ける倫理 (永田清) ……經營組織論 (小高泰雄) ……自然科學に於けるヴィールス思想發展の豫想 (林謙)

九一七二(45)田三話電
〇八一八五一京東替振

社版出應慶

區芝都京東
一ノ二田三

三田學會雜誌

第三十七卷

第九號

消費經濟思想史概觀

高橋 誠一郎

消費は生産の相對物であり、生産が樹木の根であり、流通及び分配が幹であるならば、消費は其の上端であると言はれてゐる。經濟學は生産及び消費に關する二大研究に分たる可きものであり、分配及び交換は是れ等兩者の中間的研究を構成するものとも稱せられてゐる。洵に消費はあらゆる經濟行爲の終局若しくは目的點と看做された。然しながら、社會科學たる經濟學は社會的であるよりも寧ろ個人的である消費其の者よりも、斯くの如き終結に導く社會段階を多く取り扱つて來た。従つて消費經濟理論に關する關心が喚起せられたのは比較的新しい時代のことであるが、而も消費の問題は政治的及び倫理的統制の見地よりして夙に考察の對象となつて居つた。古來人民の投資を規制するの法規並びに奢侈を戒むる聖賢の訓誡が存して居つたことは消費の標準が早くよりして公共の注意を惹起しつゝありし事實を物語るものがある。

消費經濟思想史概觀

(七八二)

二

スパルタ人がメッセニア人の叛起を鎮壓し、其の國土の住民の九割をヘロータエの境涯に陥らしめ、之れに對して人権を拒否し、後世が傳説的立法者リュクウルゴスの名によつて呼ぶ「秩序」即ちエウノミアによつて其の現在の地位を永遠に確保せんことを期し、あらゆる個人の利益を全市民團體の其れに従屬せしめ、藝術、文學、富、個人的自由、家族生活、自由なる外國との交際、文明の快樂及び洗練並びにあらゆる文化の要素をすら峻嚴なる軍國主義的機構の創造の爲めに故らに犠牲たらしめんとした時、彼れ等は全住民の十分の一を超ゆることのない市民團體の生活標準を一定した。市民権は、土地の收益を以つて生活し、自己の全力を擧げて公務に奉仕するを得る者の上に存することゝなつた。彼れ等は全然同様の訓練を受け、同様の衣服を着し、同様の生活を行つた。彼れ等は其の生活の標準を高めることが出来ず、又斯くの如き社會主義的國家に在つては富は權力を意味することを得なかつたが故に、餘分の富は殆んど何等重要な意義をも有せざるものであつた。土地は、慣習上、讓渡し得ざるものであり、又法律上唯り貴金屬貨幣の鑄造が禁止せられて居つたのみならず、其の流通すらも抑制せられて居つたが爲めにあらゆる他の資産集積は防止せられ、富は其の増殖を停止したのである。(昭和四年版拙著「經濟學前史」一一二及び一二六一―八頁参照)。プルートルホスの學示してゐるリュクウルゴスの四布告(レトライ)の一によつて、スパルタ人は斧と鋸以上の精巧なる道具を以つて造られた家屋及び家具を有することを禁止せられ、男子は特に食料及び衣料の單純質素を命ぜられ、料理人は總べて鹽及び酢以外の如何なる調味料をも使用することが出来なかつた。(Plutarchus, De Solitate, 12; Lycurg. 13.)

然しながら、人民の投費を制限し規制するの法規は、概して、風俗、習慣及び生活狀態が著しい變化を遂げつゝ、

ある際に發せられ、古來の様式及び方法より背離するを匡正せんことを企圖するものが多かつた。凡そ西紀前六百年に成つたものと看做されてゐる伊太利亞の希臘都市ロクロイ・エビツェヒエリオイの立法者ゾアレウコスの法制は、市民が醫師の命令に依るの外、水の割られてない葡萄酒を飲むことを死刑を以つて禁止し、(Athenaus, 429.) 又衣裳の單純と従者數の制限をも命じたと言はれてゐる。凡そ西紀前五百九十四年の頃にアテナイの憲法を改正したソローンの法制中には、贅澤なる婦人の衣裳及び裝飾品を禁止し、殊に新婦は其の良人に與へらるゝ嫁資に加へて禮服三着及び一定の瑣末なる裝具類以上に其の一身の裝飾品を持參することを得ざる旨を規定せるものが存して居つた。葬儀は費用大なる虚飾を避く可きであり、又、公の儀式に使用せらるゝ動物に對する價格が定められた。又、アテナイに於いては、饗宴に於ける賓客の數を制限するの法規が行はれて居つた。(Athen, vi. 245; Demosthenes, in Macartt, 1070.) 是れ等立法者等は氏族制度崩壞の時代に於いて財産が家系に代つて社會を支配せんとするに際し、富の濫用を抑制せんことを企圖せるものであらう。

アテナイに於いては、民主主義的影響が次第に顯著となり行くに連れ、民衆は無爲懶惰に慣れて、國家は彼れ等を扶養す可きものであると云ふ思想を抱懐するに至つた。而してアテナイの政治家は、各個人の勤儉に依るよりも、寧ろ公收入に依つて多數民衆を支持し、之れを富裕ならしめ、之れに歡樂を與ふ可き方法を發見しようとするに居つた。是に至つて「國家的奢侈」とも稱す可きものが行はれるやうになつた。無數の祝祭、演技及び饗宴は舉行せられて一般人民に對して無料を以つて提供せられた。ペリクレスはアテナイの貧民をして演劇を觀覽せしめるが爲めに共同軍資金の中から一人宛テオボロスを分配することゝした。デモステネスの時代に於いては、アテナイ人は常に全海軍に費さるゝよりも大なる財寶を祝祭の爲めに投じた。又、此の時代に於いては、エウリピデスの悲劇

は曩時の波斯戰役よりも人民に取つて高價となつた。百〇七オリュンピアス第三年には演劇基金を軍事的目的に振り向けることを死刑を以つて禁止するの法律が通過せしめられた。(Plutarch, De gloria Athen., 348; Athen., xiv, 623; Petit Legg. Att., 385.)

古代希臘の思想界には、奢侈を以つて、一は非難す可きものと觀、他は有利と做す二流れの思想が對立するに至つた。キニイク學派の始祖アンチステネスに取つては、人間至高の目的は有徳なる生活であり、而して徳の理想は總べての願望からの解放であつた。彼れは野蠻及び未開民族の生活を理想化し、自然の状態を讚美し、都市的生活と文明とを以つて總べての不正、奢侈及び敗壞の根原であると宣言した。彼れは絶對の必要物に自己を制限するに由つて贏ち得たる其の「富」を誇つた。彼れの弟子ディオゲネスに至つては全く乞食の生涯に入り、文明社會の眞唯中に於いて自然の状態に於いて生活し、野蠻人の生涯を送らんことを努めた。然るに、キレネ學派の始祖アリストテレスに從へば、人生の目的は快樂であり、徳は單に快樂の産出に資する限りに於いてのみ望ましいものである。而して、彼れの所謂快樂は最も具體的なる形態に於けるものであつて、斯くて先づ第一に強烈の程度大なる肉體的快樂を意味する。吾人にして感官と心意とが收受することの出来る最も充分なる歡喜を享有して、刹那から刹那に生きる事が出来たならば、それは理想的の生活であらう。然しながら、吾人の誠實なる快樂の追求に在つては、吾人は絶えず不慮の苦痛と損害とに逢着する傾向がある。是に於いて乎、彼れの徒は、自己をして其の欲情の俘虜たらしめることのない賢人のみが唯り眞に永く幸福たり得るものであると説かなければならなかつた。キニイク學派の流れはストア學派に傳はり、キレネ學派は其の後繼者をエピクロスに於いて看出した。前者に在つては、幸福が理性の生涯に存するに對し、後者に於いては、それは感情の生活に在るの根本的相違は存してゐるが、而も兩者は

自然に從へる生活が之れを實現する唯一の手段たることを主張するに於いて一致するものであつた。然しながら、其の商業的發展の時代に於いて、大資産が少數者の手中に蓄積せらるゝに至つたアテナイに於いては、克己主義者、禁慾主義者は、其の節制及び質素が交易を阻害するの故を以つて、不良なる市民として非難せらるゝの傾向があつた。(Athen., iv, 163.) プラトーン及びアリストテレスの弟子ポントスのヘラクレイデスは奢侈を以つて人間に義氣及び勇氣を注入する主要なる手段であると宣言した。彼れを以つて觀れば、奢侈に勵まされてアテナイ人はマラトンに於いて勝利を得たのである。(Athen., xii, 512.)

三

羅馬の奢侈禁止法即ち費用節減法(Sumptuariae leges)は漸次的發達を見たものであるが、殊に征服の結果として發達せる此の國の資本主義が中流階級を凋落せしめ、商業及び小農制度の荒廢の上に不自然なる繁榮を見つゝある地主制度の農業をして極盛ならしめ、平等主義的社會制度を危ふからしめ、終には國民の倫理的政治的腐敗を來さしむるに及んで著しく其の峻烈の度を加へたものである。此の國に於いては既に王政時代から、葬式に豪華を誇り、綺羅を飾るを取締るの法規が存して居つたが、十二表法は葬儀の費用を限定するに至つた。(Cicero, De Legibus, ii, 23.) 斯くの如きものは恐らく前記ソローンの法制の模倣であらうと言はれてゐる。西紀前二百十五年の Lex Oppia sumptuaria は、如何なる婦人と雖も、半ウンキア以上の金を所有し、種々なる色の布地から仕立てられた衣裳を着し、若しくは公の祭禮中を除いては、都市内又は其の二哩以内に於いて乗物に乗る可らずと規定した。此の法制は、第二カルクゴ戰役の必要に驅られ、カンニエ戰の直後に通過せしめられたものであつたが、存続二十年にして百九十五年カルクゴとの平和が成立して後、單純素樸なる古羅馬精神への復歸を叫んで居つた大カトー

(Marcus Porcius Cato Major)の熱烈なる反對にも拘らず、終に廢止せられるに至つた。(Livius, xxxiv, 1-8)。(百八十四年に檢察官職に就いたカトローは數種の輸入奢侈品を禁止したが、(Plinius, Historia Naturalis, xiii, 5; xiv, 16)而も、倫理的目標は往々にして財政的目的と背馳するものがあつた。カトロー其の人すらも斯くの如き意見を抱持して居つた。(Liv., xxxix, 44)。(其の後、百八十一年には、正餐に招待し得可き賓客の數を制限せる護民官オルビウス(Orchius)法即ち Lex Orchia. 百六十一年には、平日の食事に十アス以上を費す可からざることを命じた執政官ファンニウス(Fannius)法即ち Lex Fannia. 百四十三年には、前法の規定を更新せる Lex Didia. 平日に於て消費せらる可き肉及び魚の高に限度を設け、菜園産物の消費を奨励した年度不明の Lex Licinia. 八十一年には、食料に對する經費に制限を設け、又墓碑及び葬儀の最高費用を規定せる獨裁官スラ(Lucius Cornelius Sulla)の Leges Corneliae de sumptuariis. 七十八年には、食料の品種及び分量を規制せる Lex Aemilia. 更らに幾分後れて、宴會の費用を制限し、長官が其の在任中に食を共にし得る人々の階級を限定せる年度不明の Lex Aelia 等が相次いで發せられたが、其の後は暫く此の種の法制の通過を見ざるに至つた。然るに、ジュリアス・ケーザルは、其の總統時代に於て、Leges Juliae によつて之れを復活せしめ、眞珠及び紫袍を身に着くること、轎に乗ること、墓碑の費用、諸般の食料の販賣を或ひは規制し或ひは禁止した。リクトル及び兵士は市場を監視し、又食堂に侵入するに忙しかつたが、ケーザルが西班牙に向つて去るや、羅馬の社會は舊態に復歸したと傳へられてゐる。(前掲拙著三二〇—三二二頁參照)。

ナウグスツス・ケーザルは幾分ジュリアスの政策を緩和した。個人的には節約であつたテベリウスは奢侈禁止法の効果を信することなく、斯くの如き法制から餘りに多くを期待す可らずと做して居つたのであるが、(Tacitus,

Anales, iii, 52 ff.)而も、法外なる饗宴の費用其他を抑制するが爲めに取締を行ふの巨むを得ざるに至つた。(Suetonius, Vitae Duodecim Caesarum, Tib., 34; Tacit., Annal., iv, 63)。(ネロも亦、同様の態度に出つた。(前掲拙著三二二—三二四頁參照)。(殊にキカイオ・カシウス(Dio Cassius Cocceianus)の羅馬史を撮要せるクムフィリウス(Xiphilinus)及び皇帝傳の著者(Augustae Historiae Scriptores)各名中數人(クインティウス・アエリウス(Spartianus)とジュリアス・アエリウス(Capitolinus)と)及びアエリウス・アエリウス(Vopiscus Flavius)等)の記述を讀むる最中、皇帝中に在りて最も尊敬すべき皇帝キカイオ・カシウス(Xiphilinus, exc. Dionis xvi, ii, 2)とクヘルトゥス(Spartianus, v, Hadrian, 22)とアエリウス・カピトリンウス(Capitolinus, 12)とクヘルトゥス・カピトリンウス(Capitol., 27)とアエリウス・カピトリンウス(Lampridius, 4)とアエリウス・カピトリンウス(Lamprid., 49)とクヘルトゥス(Vopiscus, 10, 18)等)は孰れも常に被服、裝飾及び食料の奢侈を抑制せんことを企圖したのであるが、殆んど何等の効果をも擧げることが出来なかつた。羅馬のストア哲學者セネカは吾人が奢侈及び虚飾の生活に捕はる可きに非ざることを説き、博物學者プリニウスも亦、最も烈しく奢侈を非難した。(Historia Naturalis, xxxii, 1, 4, 13. 其他)。

初めは貧民の宗教であつた基督教が、次第に上層階級に浸潤せんとするの傾向を示し、富者が其の献納を増加し、任意に教會に財産を委するに至ると共に、アレグザンドリアのクレメンヌ(Clementis)の如きは、富める者と雖も、彼れにして單に其の富を正しく使用しなすれば、貧しき者と等しく救濟を受くるを得可きものと説いた。富の正しき使用は主として喜捨に存する。余は神が吾人に享樂するの權利を與へたることを知る、而も、それは唯り必要の限度迄であつて、又神の意志に従つて享樂は共同でなければならぬ。多數が窮乏の中に存する際に、

或る者が過剰裡に生活す可きことは正しくない。而して、壯麗なる邸宅を有するよりも、多數に對する施主となることが如何に優る所大であるか、自己の富を寶玉に費すよりも、人々に費することが如何に多く賢明であるか。(Patagogs, II, 12.)。吾人は多數の容器、白銀及び黄金の酒盃、及び大勢の召使を斥けなければならぬ。天國への旅立に取つて正當な食料は質素であり、節制は靴である。而も、餘元なるもの、彼れ等が富者の裝飾及び装具と呼ぶ所のものは、肉體の裝飾ではなくして、重荷である。墓地に上天に攀ち登る者は、彼れと共に、慈善の清い杖を携へて、不幸に在る者に聖餐を與へることによつて眞の休憩を得なければならぬ。(ibid., III, 7.)。而して、テルツリヌス (Quintus Septimius Florens Tertullianus) は全卷を婦人の衣裳に捧げた一書を殘した。(De cultu fem. III) 『神學雜誌』第三十五卷第九號所載拙稿『經濟的自給主義思想史概観』八一頁參照)。「神の掟」(Divinae Institutiones)七卷の著者ラウタナウス (Lucius Caelius Lactantius Firmianus) は慈善の行爲が之れを行ふ者の財産を減少せしめ若しくは蕩盡せしむるの程度迄推進せしめらるゝことを信徒に向つて勸告せずして、唯だ齋潔品に費されるものをより良き用途に向はしむ可きことを説いた。(Ante-Nicene Christian Library, vol. xxi, The Divine Institutes, p. 387.)。贈與と遺贈とによつて教會は巨大なる財産を取得するに至つた。宗教的目的の爲めに建設せられた建物の中には最早初期基督教時代の單純素樸は之れを見ることを得ずして、巨額の費用を要した華美精巧なる裝飾が燦然として輝くに至つた。

四

商工業の進歩に殆んど何等見る可きものゝなかつた中世初期に於いては、カロリング王朝時代に於いても猶ほ何等奢侈財は存することがなく、是れ等のものは遙かに後に至つて現れたものであると做すの意見が存してゐる。

(Werner Sombart, Der Moderne Kapitalismus, neugarb. Aufg., 1916, Bd. I, S. 62, n. 1.)。然しながら、他方に於ては、カロリング王朝以前に於いて斯くの如き財貨の存在することを立證す可き文書が充分に存在すると做すの主張も亦存してゐる。(Alfons Dopsch, The Economic and Social Foundations of European Civilization, 1937, p. 332.)。奢侈品商業が早くから行はれて居つたことも亦否む可からざる事實である。而も是れ等の奢侈品は概して國王教會及び貴族の所有に歸せるものであつて、舊來の社會秩序を破壊す可き性質のものではなかつた。奢侈禁止法は中世に於いて極めて早く現れてはゐるが、而も、這般の法制が特に顯著となつたのは封建及びギルド制度が衰頹して資本主義の發達を見た中世後期及び近世初期のことである。是れ等法制の多くは經濟生活の發達と共に生ず可き富の集中、封建的支配の外に立てる大貨幣資産の形成によつて身分的社會の崩壞するを防ぐが爲めに階級に準じて奢侈品を制限し、急速に消滅せんとしつゝある被服及び生活方法に於ける階級的差別を維持せんことを企圖せるものである。伊太利亞に於いてはフレデリックス二世、アラゴンに於いては一二百三十四年イアゴオ一世等によつて奢侈禁止法は發せられたが、中世の歐洲に於ける這般の法制中に在つて最も著名なるものゝ一は、一二百九十四年に佛蘭西王フィリップ四世即ち端麗王の發したものであつて、身分に従つて食料及び衣服を規制せるものゝ一である。(Ordonnances des Rois de France de la troisième race, éd. par Vilevault, Bregigny, Pardessus, Pastoret etc., I, 1773, 324, 541.)。一二百八十五年の勅令も猶ほ、貴族を除く總べての者が貴族の如くに生活して、金モール、銀モール若しくは絹布を着用することを禁じた。而も、此の勅令は又、這般の大失費によつて此の王國の公の福利が損傷せらるゝこと重大なる旨を聲明してゐる。(Isambert, Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 420 jusqu'à la révolution de 1789, 1825, xi, p. 155.)。不法なる奢侈品の品種は二千五百

三十二年の勅令によつて著しく増加せられた。本法は一面に於いて、市民階級の妻女及び家族による過大なる投費が商人及び金融業者の側に於ける金融上の悪弊及び潰職を生ぜしめることを懼るゝの念に發したものである。(Ibid., xii, p. 361 ff.)

英國に於いては、エドワード三世の一千三百六十三年に發せられた被服に関する條例(37. Ed. III. c. 8 ff.)は、各階級の身分不相應なる奢侈的被服を取締ることを目的としたものであつて、如何なる衣服が四百馬克を受ける勳爵士に對し、如何なるものが二百馬克を受ける者に對し、如何なるものが職人に對して許容せらる可きか等を規定した。貴族に非ざる如何なる婦人も天鵝絨を着用してはならず、又、如何なる男子も餘りに贅澤に開口を造つたり、縫ひ飾つたりした其の略服(touillet and hose)を有してはならなかつた。

斯くの如き制限法は唯り佛英のみには限らなかつたのであるが、而も、是れ等諸國に比して中央政府の權力が微弱であつた地方に於いては、立法は寧ろ地方的であつた。一千四百八十五年、獨逸の一都市に於いては、八着の上衣、六着の長外套、三着の舞踏服、一着の褶を取つたマント、二本の眞珠の頭髮紐(十二フロリン以上を費さざる)、一箇の黄金及び眞珠の頭被(Haube)、其の上衣に附せる絹の縁飾(黄金又は眞珠にあらざる)及び、孰れのものとも、婚約若しくは結婚の指環に非ざれば、二十五フロリン以上を費す可からざる其他多くの種目の寶玉細工が屈指の町人の妻女に許された装具であることが規定せられた。道を説く者は市民と其の妻の贅澤なる服裝を歎じた。商人が今や國王の如くに生活しつゝあることが幾度びか愁訴せられた。ヴェネチアの奢侈禁止法は一部の富者が寡頭政府の爾餘の執政者以上に傑出するを危惧するの念に發したものであつた。

五

貨幣經濟の發達に連れ、政治家の注意が貨幣及び地金の供給に向ふと共に、奢侈禁止法も亦流通資料の缺乏に對する憂慮に由つて動されることが多くなつた。佛蘭西に於いては一千五百四十三年、奢侈的織物類は再び禁止せられたのであるが、其の理由は一定數の人民によつて是れ等のものの上に投ぜらるゝ法外なる冗費によつて「巨額の貨幣が、後には我れ等の敵を援助し且つ擁護する外國人によつて我れ等の王國から引き出される」に在つたのである。斯くて、金銀モール、刺繡、縁飾、天鵝絨其の他は唯り王室の方々を除き何人によつても着用せられることを得ざるものと定められたのである。(Isambert, op. cit., xii, pp. 834-835)。一千五百四十七年、是れ等の規制は特許狀によつて確認せられた。一千五百四十九年の勅令は法官連の妻女が絹の袖及び飾りを用ふることを許したが、而も、貴族以外の何人と雖も「絹の上に絹を」着用することを禁じた。(Ibid., xiii, p. 101-104)。奢侈品禁壓の地金主義的動機は一千五百五十四年の法律に至つて一層明瞭となつた。同法は佛蘭西に對して屢々敵對的行爲に出づる外國民より金銀絲織物、天鵝絨及び其の他の絹物類を購入するが爲めに王國外に持ち出さるゝ巨額の貨幣に就きて云々してゐる。(Ibid., p. 374)。一千五百六十年、國會(États Généraux)に於ける第三階級(tiers-état)の代表者の意見並びに同階級の上奏書に基いて、鉛、鐵及び木材の鍍金、並びに外國より齎さるゝ香料の使用を禁止するの勅令が發せられ、同六十一年、六十二年及び六十五年の布告は衣服の奢侈禁壓を強化した。而も猶ほ前記六十年の國會に於いては、貴族は其の威嚴を保持するを得るが爲めに彼れ等の階級に屬する者以外の何人と雖も、天鵝絨及び種々なる種類の黄金の刺繡及び裝飾を其の身に着ぐることを禁せんことを求め、又トルワ、シモン其の他の地方の貴族等の上奏書は總べての階級の奢侈を抑制せんことを願つてはゐるが、殊に第三階級の其れを減小せんことを求めた。(Recueil des cahiers généraux des trois ordres aux États Généraux, I. 1789, p. 144)。一千五

百七十一年には、金匠は重量一マル半以上の如何なる金銀物件をも製作することを得ず、又、仕立屋は其の仕立の衣服に金銀を使用することを得ずと云ふ新しい規定が發布せられた。(Isambert, op. cit., xiv, p. 237.)。同七十三年、七十六年及び七十七年の新勅令によつて衣服及び奢侈は更らに制限を受けた。(Ibid., xiv, p. 260, 305, 327.)。七十六年の國會に於ける平民の建白中には、金消師は巴里だけでも金銀の夥しき量を使ひ盡すが故に、彼れ等の業務は廢止せられざるを得ずと云ふものが存して居た。(Recueil des Caiers, ii, p. 340.)。織物に金銀を使用することは九十四年の宣言によつて禁止せられた。(Isambert, op. cit., xiv, p. 90.)。九十六年には、ルイオンの貴族會議は金銀絲織、寶石、眞珠及び其の他の奢侈品に對する舊い制限法を復活し勵行す可きことを求めた。(Charles Joseph Mayer, Des États Généraux et autres Assemblées Nationales, xvi, 1789, p. 18-19.)。一千五百九十九年には、前記九十六年の貴族會議の意見に基き、絹物類、金絲織及び銀絲織の輸入を禁止するの勅令がアンリ四世によつて發せられた。

當時是れ等の財貨に對する重要な集散地であつた里昂と暨澤なる織物を製造して居つたツールとの間には利害關係の衝突が存してゐたツールは其の味方を國王の政策とバルテルミ・ジュラン・ド・サリヤク(Barthelemy de Lafermas)父子の強力なる宣傳に於いて看出し、里昂は國王輔弼の名相スクリイ公爵(Duc de Sully)によつて後援せられた。里昂商人等は全力を擧げて前記勅令の廢棄に努め、其の運動功を奏して同勅令は實施不可能と看做され、僅々數個月を出でずして撤廢せられることとなつた。而も、ラッフェュマスは是れに由つて銳氣を挫かるることなく其の宣傳を續けた。此の論争に於ける彼れの主張は前記九十六年の貴族會議の際に産業改革案の一部として國王に上申した *Reglement général pour dresser les manufacturés et ouvrages en ce royaume et couper le cours des*

draps de soye et autres marchandises qui perdent et ruinent l'état, 1597. (これはルーキーンと上梓せられたものであるが、同じ年に巴里で出版せられた附録附の再版も傳へてゐる)並びに *Response à Messieurs de Lyon, lesquels veulent empêcher rompre le cours des marchandises d'Italie, avec le préjudice de leurs foires, et l'abus aux changes, 1597.* 中よく現れてゐる。

ラッフェュマスは國家の經濟的統一の概念を力説し、而して明確なる重商主義的針路の上に産業及び商業の徹底せる政治的統制を行はんと主張せるものであつた。彼れは外國貨物の排除と内國産業の鼓舞とを強調し、而して、特に絹織物業を確立し國外よりの絹物類の輸入を禁止するの目的を以つて桑樹の栽植と養蠶とを力説した。彼れは尙ほ金銀の流出を防止するの手段として切に奢侈品の過度の使用を抑制しようとした。彼れは是れが爲めに、古シラクザの僭主が、宴會及び遊蕩の數を減少するが爲めに、夜盜を獎勵せるの擧を稱讚することをすら敢てした。(Advis sur l'usage des passemens d'or et d'argent, 1610, p. 1-2.)。彼れは財貨の永續性を尊重した。彼れは眞珠が織の經つて連れて黄色に化し、裝飾品として其の用を爲さざるに至るが故に、特に之れが輸入を非議した。(Reglement Général, op. cit., p. 38.)。彼れは奢侈的織物に關しても、長持ちのする金絲織及び銀絲織を是認して、長持ちのしなミミランの絹刺繡を排斥した。(Ibid., p. 56-57.)。然も、ラッフェュマスは是れ等の反物が國內製品に非ざることを遺憾とした。五六十以前には巴里其他佛蘭西の大都市に於いては單に毛織物のみが製造せられ、是れを以つて總べての階級が、衣服を供せられて居つたのであるが、現在に於いては、人々は伊太利亞、フランドル、英吉利其他より到來しつゝある他の織物のみを着用する。彼れを以つて觀れば、是れこそ製造業が佛蘭西に確立せられなければならぬ所以であつて、然らざれば、人々は貧困且つ懶惰となる可きである。(Recueil présente

au Roy de ce qui se passe en l'assemblée du commerce au palais à Paris, 1604, p. 244.)°

之れに對し、ヌーリイ公爵は彼れが國王の桑樹栽培獎勵に反對する理由の二として、絹物の生産が、あらゆる點に於いて國家に取つて眞の支柱たる地方の人民を衰弱せしめると同時に、都市の人民によつて奢侈及びあらゆる其の附屬物、即ち肉慾、柔弱及び懶惰を誘入するに至る可きことを擧げた。彼れは又、總べて公私の費用に對する強制的節減を行ふことを目的とし、高價なる外國貨物の消費を以つて國家を窮乏せしむるの虞れあるものと看做し、あらゆる貨幣の輸出は之れを強硬なる手段を以つて抑制するの要あるものと認めた。(Mémoires des sages et royales oeconomies d'Etat, domestiques politiques et militaires de Henry le Grand, 1638, xii, xvi, xvii.)°

ジャン・ボダン(Jean Bodin)も亦、過度の奢侈の有害なることを認め、神の榮光と國家の利益に副ひ、富者の願望に従ひ、又、貧民の便益を目的とする徵稅の法を以つて贅澤品に對する課稅であると主張したのであるが、(Les six livres de la république, 1589, p. 887.)° 而も彼れの奢侈に對する攻撃は貨幣の流出を惧るゝの念よりも寧ろ倫理的觀點より來るものであつた。然るに、ラッフェマスの影響を受けることの大であつた重商主義者モンクレチエ(Antoine de Montcrétien)は、奢侈的虚飾にして持續するならば、それは軍隊を壊滅せしめ、諸都市を不遜ならしめ、男子を優柔ならしめ、又、女子を不道德ならしむ可きであると説くと共に、(Traicté de l'économie politique, par A. d. Montcrétien, publié par Funck-Brenano, 1889, p. 61.)° 廣く輸入絹物の使用せらるゝ事實が正貨の國外流出を來さしむ可きことを痛論し、「秘書及び墨西哥の總べての金銀が佛蘭西内に溢れる迄に注がれるに至つたとしても、若し此の卽筒(即ち這般の奢侈的使用)が之れを汲み盡して、他所に運び去るならば、そは何の役に立つか」と痛論した。(Ibid., p. 78.)°

一千六百十四年の佛蘭西國會に於いて奢侈の問題が論ぜられた際には階級的差別に對する舊い要求が猶ほ存して居つたのであるが、而も、國産以外の絹織物の使用が正貨の大輸出を來さしめるが爲めに國內に於ける其の販賣を禁可しと做すの主張も存して居た。(Laloucé et Duval, Recueil de pièces originales et authentiques concernant la tenue des Etats Généraux, ix, 1789, p. 58.)° 而して、一千六百四十四年十二月十二日附ルイ十四世の宣言は、外國奢侈品の輸入が、佛國より其の金銀の總べてを奪ふの危険あるのみならず、里昂のみでも、一週一萬リウルを消耗する錦其の他の國內工業も亦、同一の影響を有することを數じてゐる。一千六百七十二年、コルベールの下に於いて、粗末なる銀製の什器が禁止せられた際に、特に是れ等のもの、總べては造幣局に交付せらる可きことが命ぜられた。

英國の法制は經濟的色彩を帯びることが更らに強かつた。絹物其の他の輸入は自國を貧困ならしめ、他國を殷富ならしむるものとして、一千四百六十二年には外國製の毛織物は貴族階級以下の者には禁止せられ、絹加工品の輸入は禁ぜられた。一千五百十五年には、貴金屬が無暗に衣裳に使用せらるゝを制限するが爲めに、十爵階級以下の者は金若しくは鍍金の飾鍔を帶ぶることを禁ぜられた。有縁帽、無縁帽、靴下其の他に絹を使用することを禁じたメーリイ・カソリック女王朝の法制(1 & 2 Phil. & Mary, c. 2)は自國の羊毛工業を獎勵するの目的を以つて發せられたものである。一千五百四十八年の神聖羅馬帝國の治安法令(R.P.O., Tit. 9)は過度の貨幣輸出と階級的差別の消滅を防止せんことを欲するものであり、一千五百三十年の其れ(Tit. 9)並びにマールディナント一世の埃太利治安法令は單に階級的差別の消滅のみを防止せんとするものであつた。(Maliata, Gesch. von Oesterreich, II, S. 169 ff.; Roscher, op. cit., S. 429.)°

所謂重商主義時代に入つて、富裕なる町人階級的成上り者の大部分が貴族的地位に引き上げらるゝと共に、階級に従つて奢侈品を制限せんとする奢侈禁止法は消滅して、奢侈の問題をも多く國民的全體の見地から考察するの風を生じた。吾人は他の機會に於いて、英國に於いては、ダブルユー・エス・デントルマンと名乗る人が、輸入品の量のみならず、其の質をも亦注意す可きことを説き、外國人が英國人に取つては全然無くても濟むか若しくは英國内に於いて生産せられ得るやうな極めて瑣末なる物に代へて其の重要貨物を英國人より拉し去ることを歎じつゝある旨を紹介した。(昭和十八年版拙著『古版西洋經濟書解題』四二頁以下参照)。一千五百四十九年を以つて發布せられた金曜、土曜及び四旬齋に於ける精進令の如きは「人々の肉體をして彼れ等の靈魂及び精神に服従せしめんとする」宗教的動機よりも、寧ろ國家的見地よりして漁業を奨励し、魚の食用によつて肉類を節約し増加せんとする實際的目的より發せられたものであらう。(E. Lipson, *The Economic History of England*, vol. iii, 1931, p. 118.)。一千五百七十二年に議會が貴女及び紳士を除き、總べて六歳以上の者に日曜及び祭日に羊毛の衣服を着す可きことを命じたのは國産毛織物を保護するの目的に出でたものである。(Edward Whitaker, *A History of Economic Ideas*, 1940, pp. 92-93.)。

宗教的倫理的的目的より奢侈を抑制せんとする意向も亦、屢々正貨流出に對する危惧の念と交加した。マルチン・ルッターはカルカッタ其の他の地方から輸入せらるゝ香料、絹織物及び金襴の類が奢侈と虚飾との外に果して何の用かあると叫んだ。彼れは當時の新興大商會社が何等の效用もない絹物及び縞子を印度から輸入して、國內の金銀を奪ひ、國內に一片の貨幣をも留めざるの窺狀に自國を陥らしむることを歎じた。洵に、是れ等奢侈品の流入は實に不道德、逸樂、自負、嫉妬を生ぜしむるばかりでなく、又、庶民の疲弊を來さしめるものである。然しながら、

斯くの如きは實際上唯り、貴族及び王公の如き不生産的地位を占めつゝある人々が其の臣民の負擔に於いて自己の生活の標準を改善する際にのみ生じたのである。彼れは言ふ「吾人にして政府及び王公を有するならば、是れ等の奢侈品は禁止せらる可きである。彼れはアブラハムの如き族長等の例に倣ふ可きことを説く。アブラハムが賣買を行つたことは事實であるが、彼れは單に家畜、羊毛、穀物、牛酪及び牛乳の如き、神が大地より生ぜしめて、人々の間に分つた其の賜物を賣買したに過ぎない。新たなる交易は單に我が金銀を國外に驅逐するに過ぎざるものである。ルッターの理想は農業的共同社會であつた。然しながら、彼れは自己の生活しつゝある社會の一般形態を承認して、其の特徴の或る者を批評するの舉に出でる。彼れは貨物の價格が生産に投入せらるゝ労働及び生産者の所要に従つて計算せられずして、消費者の所要に従ひ、稀少性に従つて算定せらるゝことを歎ずる。是に於いて乎、仲介者、商人は容易に利潤を擧げるのである。ルッターと共鳴する所の大であつた人本主義者フッテン(Ulrich von Hutten)も亦奢侈を攻撃することが痛烈であつた。

ジャン・カルヴァンは奢侈を以つて罪惡であると看做し、熱心に奢侈禁止法を擁護したが、而も、現世的財貨の使用を純然たる必需品に限定せんとする者に反對した。清教徒の如きは消費を以つて殆んど其れ自體に於いて罪惡と看做すの傾向を有し、教友派即ちクエーカー教徒の祖デュー・ジョージ・フォックス(George Fox)の如きも、愚かしい快樂を以つて罪惡と認る。(A Journal or Historical Account of the Life of George Fox, 1694, ed. N. Penney, 1911, vol. I, p. 100.)リチャード・バクスター(Richard Baxter)は濫費の害惡を列擧し、貪慾者を以つて浪費者よりも遙かに優れる公共社會の成員であると説いた。(A Christian Directory: Or a Summ of Practical Theologie, and Cases of Conscience, 1673, pt. iv, p. 147.)。清教徒及び教友派の間に於いて勵行せられた單純なる生活は疑

ひもなく、中層階級の手中に於ける資本の集積を促進するに資する所があつたであらう。

總がて、重商主義が商人的特殊の見地に立脚するに至り、爲替均衡論が貿易均衡論に道を譲ると共に、奢侈と雖も、自國製品に對する限りに於いては、國家に取つて有利であり、敢て之れを禁壓す可きではないが、一度び外國品に向ふ時には輸入をして輸出に超過せしめ、正貨の流出を來さしめ、自國の貧困を増加するものと思惟するの傾向を大ならしめた。而して、倫理的考慮は總がて其の當時の論者の多くから消滅して、之れに代つて、如何なる犠牲を拂つても自國の奢侈的生産を鼓舞し、外國産物の販賣を阻止しようとする縦令ひ不道德ではないまでも、無道徳的な要求が現れた。英國に於いては、奢侈禁止法の性質を有する大多數の法制は一千六百〇四年に廢止せられた。大不列顛國に於ける這般の法制は、一千六百二十二年の蘇蘭の立法を名残りとして、其の後は議會を通過することとなしやうになつた。(Adam Anderson, *An Historical and Chronological Deduction of the Origin of Commerce from the Earliest Accounts to the Present Time*, 1762, a. 1621.) 其の後に於ける「一定の外國品使用を禁止する此の國の規制は斷じて法外なる失費を禁止することを目的とするものではなく、明かに國産保護を企圖するものであつた。一千七百四十五年に佛國産のローン(寒冷紗の類)の販賣又は使用に對して五磅の罰金を科せるが如き是れである。

佛蘭西に於ては、クリュセ(Denric Crée)の如きは、奢侈を以つて國家破滅の本と觀て居つたのであるが、而も之れを禁壓するの勅令が無効なることを認め、眞の解決は國王及び貴族が單純質素の範を垂るゝに在りと做して居た。(Le nouveau Cygne, ou discours des occasions et moyens de stabilir une paix générale & la liberté du commerce par tout le monde, 1623, p. 128-129.) 而して、此の國に於けるあらゆる奢侈禁止法はルイ十五世の治

世に於いて事實上空文に歸して居つた。(Des Essart, *Dictionnaire universel de police*, vi, 146.) 獨逸に於ては此の種の法律の或る者が第十八世紀の末迄殘存して居つた。葬儀に關するものが最も長く存続した。(Roscher, *op. cit.*, S. 429.)

此の時代の經濟評論家中には、單に國內に於いてのみ消費せらるゝ精製貨物と雖も、其の輸入を禁止せらる可きではなく、寧ろ高率なる關稅の賦課によつて國家は多大なる收入を擧げ、國土は是れ等の貨物が高價となつたが爲めに空しく國外に費消せらる可き其の富を節約し、而して自國內に於ける製造工業を鼓舞獎勵するに至らしむ可きであると觀る者が多かつた。(cf. Sam. Forrey, *Englands Interest and Improvement. Consisting in the increase of the store, and trade of this Kingdom*, 1663, pp. 28-29.) 而して又「一部論者の間には「貧困の效用」低賃銀の經濟」が主張せられた。(Bernard de Mandeville, *The Fable of the Bees*, vol. i, 4th ed., 1725, pp. 327, 328; *Political Speculations on an Attempt to Discover the Causes of the Dearness of Provision*, 1767, p. 33; *An Inquiry into the Management of the Poor*, 1767, p. 72.) 又「貧民の勞働に對する賃銀を切り詰むるの法律を制定せんとするの意見すら提唱せられた。(Thomas Manley, *Usury at Six per Cent. examined*, 1669, p. 9.) 第十六、七世紀を通じて治安判事による賃銀の査定は之れをして人爲的に低水準を維持せしめ、斯くて又、賃銀生活者の消費能力を著しく制限するの傾向が存して居つた。唯だ救貧法制度が幾分彼れ等をして極端なる窮乏を免れしめたに止まる。(昭和十二年版拙著『重商主義經濟學說研究』七五〇—七六二頁、及び『三田學會雜誌』第二十九卷第八號所載『分配論以前』參照)。

同時代に於ける更らに樂觀的なる論者は、嘗だに、衣裳其の他の華美と雖も、自國製品を使用するの形態を取り

つゝある限りに於いては國家に取つて有利なるものであつて、是れに由つて技巧を奨勵し、人民に職を與へ、金銀財寶を國內に保留するを得るものであり、又國民中の或る者が奢侈放逸なる生活によつて零落したとするならば、之れに準じて他のものは出世し、且つ貨幣は一層移動的となり、人民に對して大なる刺戟と満足とを與ふるに至る可きものであると思惟するに止らず、あらゆる需要の形態は等しく皆、貿易に取つて有利なることを主張せんとするの態度を示した。彼れ等は中世の見解とは全然反對に、購入者の地位及び身分とは全く無關係に奢侈を是認し、之れを刺戟せんとするの傾向を有して居つた。サー・ウィリアム・ベチイは、饗宴、豪華なる觀物、凱旋門其他に費された貨幣は是れ等のものゝ上に勞作せる職人に拂ひ戻さるゝ所であり、斯くの如き職業は無益のものであり、單に裝飾的なるの觀あるものではあるが、而も、是れ等は臆がて最も有用なるもの、即ち醸造者、麵麩屋、裁縫師、靴屋其他に拂ひ戻されると云ふ理由に據つて之れを是認し、(A Treatise of Taxes & Contributions, 1662, p. 15.) 其の國王及び國家を眞に心から愛する者」と名乗る人は、一般の奢侈的生活が工藝の進歩を誘致すること大なるを説き、(England's Great Happiness: or, A Dialogue between Content and Complaint, 1677, p. 6.) ニコラス・ハーボンは、放埒を以つて個人に取つては有害なる悪習であるが、商工業に取つては然らずと做し、華美なる都市生活は國家の収入を増加するものであると觀、(A Discourse of Trade, 1690, pp. 62-70.) ダドリー・ノースは交易に對する主たる刺戟を以つて人間の物欲であると觀、之れを抑制するの效果ある奢侈禁止法の如き方策を以つて勤勉の障害たるものであると做した。(Discourses upon Trade: principally directed to the cases of the interest, coinage, clipping, increase of money, 1691, p. 15.) 佛蘭西に於ては、ルイ十四世は「國王は彼れが巨大なる支出を爲すの時、賑恤を行ふものである」と稱したと傳へられてゐる。

斯くの如き思想的傾向は遂にマンデヴィルの『蜜蜂寓話』を産まなければ已まなかつた。彼れは賢明なる施政を以つてしたならば、全人民は自己の生産せるものを以つて購入し得る限り、多量の外國産奢侈品の中に浸りながら、聊かも是れが爲めに貧困となることのないものであると考へたのである。而して、軍備に對して適當なる注意を拂ひ、兵士をして充分なる支拂を受け、永く其の訓練に於いて遺憾なきを得たならば、富裕なる國民は想像し得可き總べての安慰と充實との中に生存するを得可く、而して其の幾多の部分に於いて人智の案出し得る極限の華麗と優雅とを示すと同時に、其の隣邦によつて尊敬畏怖せられ得るものであると主張せられた。(前掲『重商主義經濟學說研究』一〇五四—一〇五六頁参照)。實に此の時代に於いては、あらゆる經濟的進歩は悉く皆、奢侈的欲求の形態を取つて先づ現れるものであるから、奢侈は經濟的發達に取つて必要なる現象であると觀じ、而して奢侈的消費は貧民に勞働の機會を與へるものであると做して、之れを道德化せんとするの見解が存して居つたのである。バークロインの監督バークリー(George Berkeley)も亦、其の一千七百三十五年より七年に至る The Querist に於て、「欲望を生ぜしむるは一人民中に勤勉を生ぜしむる最適當の方法ではあるまいか。而して、我が百姓が牛肉を食し、靴を穿つの質ひであつたならば、彼れ等は更らに勤勉であつたのではなからうか」と問ふた。(Ibid., qn. 20.) かのデーヴィッド・ヒュームの如きも、奢侈的生產の社會的利益を指摘し、其の功利主義的倫理に依つて經濟と道德との間に横はつてゐる矛盾を解決し、有利なる奢侈は不徳に非ざる旨を主張したのである。(前掲拙著一〇四四—一〇五七頁参照)。

六

第十八世紀初頭の佛蘭西に於いては、重大なる害悪を醸成しつゝあつた極端なる重商主義に對する熾烈なる反對

論者として立つたポアギルベール(Pierre le Pesant de Boisguillebert)は前述せるが如き、「貧困の效用」「低賃銀の經濟」に反對して消費の意義を強調した。彼れは消費(consommation)を以つて總べての富の原理であると思惟した。「眞の富は、實だに生活の必需品ばかりでなく、總べての冗物及び諸感覺に快感を與へることの出来る總べてのもの、十分なる享樂から成る」と。而も、彼れに従へば、贅澤品を取得するは唯り必需品の過剰に比例してのみ可能である。(Dissertation de la nature des richesses, de l'argent et des tributs, où l'on découvre la fausse idée, qui règne dans le monde à l'égard de ces trois articles—Le Détail de la France, 1707, p. 403.)。君主と其の臣民の總べての所得、此の世の總べての富は唯り消費より成る。大地の最も結構な果實及び最も貴重なる産物は是れ等のものが消費せられないならば、碎屑に外ならないであらう。總べての産物は其の出生、其の限界及び其の持續期間を、唯り、其の國の有する實だに是れ等のものを生産するばかりでなく又之れを消費する力の大小の程度のみに負ふ。大地の内部からは是れ等の財貨を抽出し得るは唯り之れのみである。(ibid., p. 416.)。一層衡平に分割せられた富は貧富の極端なる對立よりも社會に取つて一層有利なるものである。富者にして彼れ等の利益を知るならば、彼れ等は全然貧者をして其の租税を免れしむ可きである。そは直ちに更らに多くの裕福なる人々を生ぜしむ可きである。是れに由つて消費の増加を來さしむ可く、そは一國の全集團の上に波及して、富者の最初の前拂ひに對して再三補償を行ふ可きである。そは其の小作人に土地に種子を播くが爲めに之れ無くしては彼れが收穫を得ることなる可き穀物を貸與する主人に類する。(ibid., p. 420.)。ポアギルベールは實に「消費と所得とが全然同一物である」と云ふことが一つの原理として表示せられ得る」との觀たのである。(Le Détail de la France, 1707, p. 193.)。然しながら、當時の佛蘭西に於いては、奢侈に關して二様の解釋が行はれた。ポアギルベールと等しく、深く此

の時代に於ける佛國勤勞階級の悲慘なる状態を其の心に銘じ、又課税の不條理が其の極度に達したることを認め、其の *Projet d'une dixme royale*, 1707. に於きて、輸出入關税を除く外、總べての現存課税を廢止し、之れに代ふるに四種の「基本」(Fonci)を以つてせんことを提案したヴォーバン元帥 (Seigneur Sébastien le Prestre de Vauban は其の第四種中に於いて「遊撃的課税」(impôts volontaires)として煙草、酒、eau de vie、茶、珈琲、チョコレート、奢侈品、家僕、貴族にも非ざる者の佩用する刀劍、家具の法外に華麗なるもの、燦爛たる母衣附四輪馬車、過大噴き可き臺の如きものに對して消費税を課せんとした。彼れは又、幾分、日曜及び祝祭日を居酒屋に費す農夫の失費を抑制し、而して彼れ等を驅つて更らに謹嚴ならしめ、家庭に止まるの習慣を養成するが爲めに家庭に於いて飲用する酒類に對しては課税せざるも、居酒屋に於いて飲用せらるるものに對しては其の各樹(muid)に對して徵税す可きことを提唱した。(Projet d'une Dixme Royale suivi de deux écrits financiers par Vauban, publiés d'après l'édition originale et les manuscrits avec une introduction et des notes par E. Coornaert, 1933, p. 92-93.)。原始的生活の單純なる諸形態への復歸を思ふの一念に憑かれて居つたフキヌン (François de Salignac de la Mothe Fénelon)は實だに奢侈のみならず、ルイ十四世及びポルベールに對する反動として工業をも亦敵視した。彼れは、奢侈が富者の費用に於いて貧民を養ふものであると做すの說を駁して、貧民は慥かに有用なる仕事によつて生活せしめらるるを得るものであると説してゐる。(Suite du quatrième livre de "l'Odyssée" d'Homère, ou les aventures de Télémaque, fils d'Ulysse, 1699, liv. xxii.)。

第十八世紀に於ける奢侈に對する最も著名なる反對者としてはジャン・ジャック・ルソーが居つた。彼れは不平等より富を生じ、富よりして奢侈及び怠惰を生ずるものと觀た。奢侈は貧民に麵麩を與へることを口實として爾餘總べ

ての者を疲弊せしめ、而して早晩、國家の人口を絶滅せしめる。奢侈は其の癒治せんことを呼號する病患よりも遙かに不良なる治療法である。更らに適切に言へば、それは本來大小あらゆる國家に取り纏べての罪惡中に在つて最大なるものである。(Discours sur l'origine et les fondemens de l'inégalité parmi les hommes, 1755, appendice.)
アムステルダムに生れて、暫時ポルトーに居住してゐたピントー(Isaac Pinto)は又奢侈を以つて所得以上の費用と解して之れを非議した。(Essai sur le luxe considéré relativement à la population et à l'économie, 1762.)
重商主義より自由主義に赴かんとする過渡期の産物と稱せらる可き其の『法の精神』に於いて、奢侈を以つて常に財産の不均等に比例すると觀たモンテスキューは、君主政體に在つては、富が不均等に分配せられしゝあるが故に、奢侈は階級の相違を維持するが爲めに必要であつて「富者にして若し多くを費すことがないならば、貧者は餓死する」ものと思惟した。(De l'Esprit de Loix, 1749, livre vii, chap. 4.)
之れに反して、富が均等に分配せられてゐる共和政體に於いては斷じて奢侈は存し得ざるものである。一共和國內に奢侈の存することが愈々少なければ、それは愈々完全なる可きである。(ibid., chap. 2.)
共和政體は奢侈によつて終止し、君主政體は貧困によつて終止する。(ibid., chap. 4.)

他方に於いて、奢侈を辯護せるものにアウグスト・オンケンの所謂「革新重商主義者」メロン(Jean François Melon)の Essai politique sur le Commerce, 1734, (ch. ix.)、ジャン・ドゥモン(François Marie Arouet de Voltaire)の Le mondain, Apologie du luxe, 及び Sur l'usage de la vie, トキキハ(Dumont)の Théorie du luxe, 1771, 及び伊太利亞の法律及び政治學者フランチェーリ(Gaetano Filangieri)の Delle Leggi politiche ed economiche, lib. iii, 37.)がある。

斯くの如き間に於いて、フランスワ・ケネーを中心とする重農學派は奢侈の國民經濟に及ぼす影響を分析したのである。凡庸なる後繼者によつて一層其の短所を暴露せしめられた重商主義の餘弊は當時の佛蘭西に於いて最も甚しいものがあつた。久しきに亙つて製造業、殊に絹布の如き奢侈品の製造を奨励するに存した政府の政策は全く農業を荒廢に委して顧みなかつた。人民は葡萄樹の培養を禁止せられて、一般に桑樹を植えることを勸告せられた。然しながら、ケネーの意見に従へば、眞の國民的經濟政策は佛國國土の大生産力を利用し、而して、當時企圖せらるゝ所とは正反對に奢侈品を國外より購入するに在る。(Grains—Encyclopédie, tome vii, 1757; Œuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay, par Auguste Oncken, 1838, p. 193 ff.)
而して、彼れは其の『經濟表』に於いて、若し富の大部分が、年々第三項目即ち不生産的費用に吸収せられて、第一項目即ち生産的費用に歸入することがなかつたならば、國民的配當は減殺せらるゝ旨を説いた。然れば、過度の裝飾上の奢侈は頗る急速に富裕なる國家を衰滅せしめ得るものである。(Explication du Tableau économique.)
彼れは重農主義的見地に立つて、裝飾の奢侈(luxe de décoration)を以つて、自國産食料品の良價格と賣れ行き及び國民の所得の再生産を維持する食料の奢侈、若しくは農業の運営及び改良の投資及び生存的消費に於ける投資を害するものと觀たのである。(Extrait des Œconomies Royales de M. de Sully, xvi; Maximes Générales du Gouvernement Economique d'un Royaume Agricole, xxii.)
而して、彼れは或る程度迄前掲モンテスキュー一流の思想を享有し、地主及び營利的職業を營む人々をして實りのなき節約(épargne stériles)に耽らしむることを戒めた。即ち彼れを以つて觀れば、斯くの如きは彼れ等の所得又は利得の一部を流通及び分配から削除するものであるからである。(Extrait, v; Maximes, xxi.)

七

奢侈的消費は國富増進、國力發展の上に如何なる作用を及ぼす可きであるか。アダム・ファーガソン (Adam Ferguson) は奢侈が國民的光彩及び福祉の一事項たらしめらるゝの時、吾人は單に、富の不平等なる分配の無害なる結果として、又相異なる階級が依つて以つて相互に依存せしめられ、又相互に有用ならしめらるゝ方法としてのみに之れに就いて考へると説いた。貧民は技術を實行するものたらしめられ、而して富者は彼れ等に報酬を與へるものたらしめられる。公共其の者は其の財本を浪費するの觀あるものに由つて利得者たらしめられる。而して、それは消費及び破滅を感嚇するの觀ある増大しつゝある物欲及び優美なる趣味の影響から富の永續的増加を收受する。

(An Essay on the History of Civil Society, 2nd ed., 1768, pt. vi, p. 376.)

然るに、アダム・スミスは、資本が吝嗇によつて増加せられ、濫費と不始末とによつて減少せしめらるゝことを強調した。(Wealth of Nations, op. cit. vol. i, p. 409 ff.)。古典的經濟理論に従へば、より大なる所得を有する者が其の消費を制限し、而して愈々大なる總額を新たな資本として生産的目的に投入するならば、常に國民經濟的により有利なる可きである。彼れ等は是れに由つて彼れ等が同一の高を奢侈的消費に向けたと少くとも同じ數の労働者に仕事を與へ、而も同時に、一方に於いては彼れ等自身に對して利潤を招來し、而して他方に於いては爾餘の總人民の財貨享樂に資する新財貨の堆積を生ぜしむ可きである。(Wilhelm Lexis, Allgemein: Volkswirtschaftslehre, 2. Aufl., 1913, S. 215.)。享樂財の享得は資本の消費を前提とするものであるから、生産財の持續的産出は又、享樂財の持續的産出に對して其の前提たるものである。是に於いて乎、あらゆる所得が悉く享樂財に對して使用せられたとしたならば、資本財に對する需要は、享樂財の總收益の中から補償せらる可き資本價值に局限せられ、消費せられた資本の再補償を可能ならしめるに止まり、經濟的進歩は茲に停止するに至る可きである。之れに反し、

労働及び富を生産する其の他の用具の力は、是れ等のものゝ産物を更らに其れ以上の生産の手段として使用するに由つて無限に増加せしめられ得可きである。(『三田學會雜誌』第三十七卷第四號所載拙稿『生産經濟思想史概観』二六―二七頁参照)。斯くの如くして新たな礦山は發掘せられ、新たな土地は開墾せられ、新たな工場には新たな機械が据え附けられるのである。這般の推論は論理的に正しいものとせられてゐる。然しながら、茲に注意すべきは、唯り本然の浪費奢侈的のみならず、資本主義的カルヴァン主義の立場からして餘冗且つ不要と看做さるゝ總べての財貨の享樂が抑制せられ、而して營利的目的に使用し得可き購買力に於ける年々の過剰が愈々大と爲り、新資本として投入せらるゝ高が愈々多きを加へるならば、それは益々生産階級の所得形成を大ならしむ可きではあるが、然しながら、斯くの如き傾向は決して永く持續し得ざるの一事である。生産者及び労働者所得の永續的高は其の生産物の價格に依存し、生産物の價格は又、其の消費の大小に依存する。然るにあらゆる生産的消費の高は結局公私の經濟に於ける直接消費によつて決定せられなければならぬ。蓋し、生産財消費の目的は單に消費財の産出に存するが故である。夫れ故に、資本形成の増加は漸次之れに伴つて直接消費を増加することがなかつたならば、生産的企業の收利力を再び減殺するに至る可きである。洵に新たな資本投下の収益能力は消費財の販賣關係に依存せしめられてゐる。賃銀が増加せしめられた資本集積の結果として騰貴したとしても、猶ほ、労働者に充てられた財貨の生産の持續的過量と共に其の價格は下降せしめられなければならず、斯くて又、資本利潤の損失を來さしむ可きである。

古典的經濟學者ジャン・バチイスト・セイ、ジェームズ・ミル及びリカード等は孰れも一般的生産過多の不可能を主張した。ウィリアム・スペンスの如きは既述の國民的富の上に及ぼす濫費と鄙吝の相異なる影響に關するスミス

の推理を非難し、彼れの議論は、新資本が何人も購入することなかる可き財貨の製造に有利に使用せられ得ることを主張しようとした観があると説いて居つたのであるが、斯くの如き意見に對して、シェームズ・ミルは「貨物の生産は生産せらるゝ商品に對して市場を生ぜしめ、又、之れを生ぜしめる唯一、普遍の原因である」と云ふ簡單明瞭なる定則を表明した。(『經濟學史』上卷四二二頁參照)。

一千八百十五年の恐慌は英國市場を震蕩し、多數の労働者をして失業の境涯に陥らしめ、糖が暴動と機械破壊とを惹き起すに至らしめた。そは英國製造業者の誤算から生じたものであつて、彼れ等は戰時を通じて輸出することの出来なかつた在荷を蓄積するの止むなき状態に在つたが、平和の克服に際して、其の供給は遙かに大陸の需要を超過するものがあつたのである。一千八百十八年、新たなる恐慌は新たなる暴動を喚起して再び英國市場を麻痺せしめた。シモンド・ジュ・ンスモンディは、先づ彼れが一千八百十八年の Edinburgh Encyclopaedia に寄せた Political Economy の一項に於いて、生産過剰の結果として最早消費者を看出すことがないやうになつた其の瞬間から、財富は其の財富たる所以を失ふものであると云ふ結論に到達した。彼れは其の翌十九年に出版せられた Nouveaux Principes d'Economie politique, ou de la richesse dans ses rapports avec la population に於いて、不斷に無窮の生産を食ひ盡さんとする限界のなす力の如くに消費を表示するを以つて近代經濟學者の大部分の陥つた大誤謬であると論じた。(ibid., 1819, t. I, p. 78.)。唯り無限なるは奢侈の目的物の消費であつて、本原的必要の對象物の其れは限定せられてゐる。(ibid., p. 80.)。彼れの意見に據れば、賃銀は消費に起因せる労働に對する需要の多寡に比例せるものである。而して、労働に對する需要は、リカードオ、セイ及び彼れ等の學徒の主張するが如く、生産若しくは欲望の種類によつて決定せらるゝものではなくして、全く所得に依つて定まるものである。即ち、各箇人

は其の資力に應じて購買するものであつて、決して其の欲望に従つて之れを行ふものではない。勞作者の需要は常に總べての生産物を吸収するに不充分である。機械の發達と共に、週期的失業は生ぜしめられて、是れに由つて勞作者の購買力は更らに一層減少せしめられる。所有階級の所得のみ唯り増加しつゝあつて、従つて又、日常生活の必要物に對する正規の需要に代つて、更らに優雅なる物品に對する需要が増加する。需要は不齊に増加するであらう。資本家は奢侈品に對してより、大なる需要を行ふであらうが、そは收縮した他の需要を填補することは出来ぬ。

「都市に於いては嚴密なる必要限度に其の生活を縮められた一千人の労働者を其の命令の下に労働せしめてゐる一人の百萬長者の工場主の消費は、其の各々が、著しく貧困の程度の少ない十人の労働者を夫々労働せしめてゐるに過ぎない一百人の著しく富裕の程度の少ない製造業者の其れよりも國民に取つては價値少なきものである」(ibid., p. 332.)。少數の土地所有者の間に資産が集中するが爲めに、國內市場は絶えず益々縮小せられ、而して産業は絶えず益々外國市場に其の産物の他の販路を求めざるを得ざるに至る。而も外國市場に在つては更らに大なる激變の虞れすらも存するのである。(ibid., p. 336.)。彼れは更らに一千八百三十六年の L'Etudes sur l'Economie politique に於いて、生産は其の生産に利用し得可き社會所得によつて限定せられざるを得ずと做すの結論に到達した。あらゆる箇人の所得は彼れの消費し得る所のものゝ尺度である。社會所得を形成する總べての者の所得の全總額は總べての者が消費し得る所のものゝ尺度である。社會所得を形成する總べての者の所得の全總額は總べての者も亦多くを之れに對して支拂ふの已むなきに至るか、若しくは彼れが現在に對すると等しく將來に對しても充分なる可き資源を涸渴せしめるかしたならば、消費は直ちに終止す可きであらう。(ibid., t. I, p. 65.)。斯くてシスモンディは其の恐慌の概念を、一般的生産過多即ち人民が可能的に消費し得る所のものを超えての生産ではなく、一般

的有效需要を超えての生産、詳言すれば、人民が其の常に縮小せられつゝある取得の手段を以つて支拂ふことの出る所のもの以上に出でた生産を意味する一般的生産過多の理論に基かしたものである。

英國古典學派中に在つて獨りマルサスは此の一般的生産過多の理論に於いてシスモンディと全然一致するものであつた。彼れに従へば、貨物は常に貨物と交換せられると云ふことは、事實上、斷じて眞はなひ。貨物の大なる部分は、生産的か若しくは不生産的かの労働に對して直接に交換せられる。而して、斯くの如き貨物の高が、其の交換せらる可き労働と比較しての過剰から價值に於いて下降し得ることは、恰も或る一貨物が、労働若しくは貨幣の孰れかと比較して、供給の過多から價值に於いて下降するに等しい。想定せられた場合に於いては、其の國の不生産的労働者が、資本の蓄積に由つて生産的労働者に轉換せしめられたるに基き、總ての種類貨物の非常なる數量が市場に存することが明かであらう。然るに、全體として見た労働者の數は同一であり、又、地主及び資本家の間に於ける消費の爲めに購入する力及び意志は假定によつて減少せしめられてゐるのであるから、諸貨物は必然労働と比較して其の價值下落し、利潤をして殆んど皆無となる迄に低下せしめ、而して暫くの間はより以上の生産を妨止す可きである。而も、斯くの如きは正確に、此の場合に於いては、明かに一般的あつて部分的に非ざる在荷過多(Over)なる名辭によつて意味せらるゝ所のものである。(Principles of Political Economy considered with a view to their practical application, 1820, pp. 353-354.)

斯くの如き理論は又多數の社會主義者の抱懐する所となつた。夙にロバート・オーエンは其の Report to the Committee of the Association for the Relief of the Manu acturing and Labouring Poor, laid before the Committee of the House of Commons on the Poor Laws, 1818. に於いて、其の當時英國に生じてゐる窮厄の直接原因を以

つて、歐米の工業界に於ける機械装置の一般的導入によつて惹起せられたる人的労働の價值低落に在りと做し、(A New View of Society and Other Writings, ed. by G. D. H. Cole, 1927, p. 156.) 而して、戦争の需要に由つて英國の産業は充分に繁忙ならしめられたのであるが、而も不和の到来と共に、労働の産物は最早其の市場を看出し得ざることとなり、而して世界の収入は其の效果に於いて斯くも巨大なる力が生産せる所のものを購入するに不充分であり、従つて其の結果として需要の減小を來したることを説いた。(Ibid., p. 158.) 次いで、彼れは一千八百二十年の Report to the County of Lanark of a plan for relieving public distress and removing discontent, by King permanent productive employment to the poor and working classes. に於いて、利潤を目的とすることのない生産組合に由る新社會の建造と労働時間を基礎とせる労働券を以つて交換の媒介物たらしむることに依つて「消費が生産と足並を揃へしめられ得可き」ことを希望した。(New View of Society, op. cit., p. 253.) 而して、一千八百三十七年の Die Forderungen der arbeitenden Klassen. に發して同五十年以後に續刊せられた Sociale Briefe an von Kirchmann. に至つて完成を見た「賃銀配分遞落法則」(Gesetz der fallenden Lohnquote) に基きカール・ロードヘルトスの恐慌理論は又、前述せるシスモンディの聲を反響せしめたるに過ぎざるの觀あるものである。而して、そは又、カール・マルクスによつて展開せしめられたるものと一定の類似を有する。

消費過少理論は多くの變種を生じた。軌近に於ける其の最も顯著なるものゝ一にホブソン(J. A. Hobson)の「節約説」(savings theory)が存する。彼れは景氣循環を以つて所得の分配に於ける不平等の間接の結果と觀る。好景氣の期間に於いて、大所得を收受する階級の間に於いては、消費の因襲的習慣は所得の増進に比例して膨脹することなく、節約は實際上自動的過程となる。斯くの如き巨大なる高の投資は、購買力の増進を超過せる財貨を生産す

るの装置及び設備に於ける増加を招來する。暫くの間は斯くの如き過程の結果として何等不良なる影響も認められないのであるが、増加せる生産物が工場から市場へ過大に流入し始めると共に、消費者の手中には生産物を拉し去る可き充分なる購買力が存することがない。価格は下落し、大所得は減少して過大節約は止む。是に於いて乎、消費は漸次生産に追ひ付き、有利なる價格を回復せしめる。斯くて又、全過程は繰り返され。這般の經濟的循環の原因に對する説明は、彼れの『The Industrial System, an inquiry into earned and unearned income, 1909.』の第十八章に於いて畧述せられ、次して『The Economics of Unemployment, 1922.』に於いて更に詳細に説明せられてゐる。米國人フオスター(William T. Foster)及びキチンズ(Waddill Catchings)は其の共著 Profit, 1925. に於いて、又 Road to Plenty, 1928. に於いて、節約は近代の市場經濟に於ける均衡の攪亂を來せしめんと做すの原理を打ち建てんとし、蘇蘭の技師ダグラス(Major C. H. Douglas)は、其の Economic Democracy, 1920. 及び Credit-Power and Democracy, 1921. に於いて、生産物を拉し去るに足る貨幣が斷じて消費者の手中に入ることなしと説き、通貨の高を増加するが爲めに「社會的信用」(social credit)の計畫を表明した。ケインズ(John Maynard Keynes)が其の General Theory of Employment, Interest and Money. 中に於いて提唱せる所の理論も亦消費過少の觀念と一定の聯合を有するものである。

八

夙にケチナー(Johann Joachim Becher)は其の Politischer Discurs von den eigentlichen Ursachen des Auf- und Abnehmens der Städte, Länder und Republiken, in specie wie ein Land vol kreichen und nahrhaft zu machen und eine rechte Societatem Civilem zu bringen, 1667. に於いて「消費若しくは販賣(Consumption, debit, oder

Verschleiss)は商工農の三生産的階級を結合し、繁榮を齎すが爲めに最も必要であると主張し、而してアダム・スミスは「消費はあらゆる生産の唯一の目的及び所期である、而して生産者の利益は單に消費者の其れを増進するが爲めに必要なる可き限りに於いてのみ顧慮せらる可きものである。此の定則は完全に自明なるものであつて、之れを立證せんと企つるは無理なるの觀がある」と稱して居つた。(Wealth of Nations, ed. Edwin Cannan, 4th ed., 1925, vol. II, p. 159.)。然しながら、經濟學が成立するに及んで、大多數の經濟學者は、消費の慣習が富の生産に影響する限りに於ける外は、之れを以つて個人的事項と看做し、而して、斯くの如き終局に導く社會的段階たる經濟財の生産、分配及び交換條件を多く論ぜんとしたのである。スミス自身の大著中には「消費」の題目を有する章節は一も存することがなかつた。消費學説は初期の經濟學者によつて閑却せられた。唯だ例外と觀る可きものは、價值に對する消費の關係を指摘し、需要の弾力性の可變的度位の結果を細論して、消費の經濟的意義を論述せるローグデー(ル伯あるのみであつた。(前掲『古版西洋經濟書解題』四六一—四六四頁参照)。

佛のジャン・バチスト・ヤーは其の Traité d'économie politique, 1803. の第五編(後版に於ては第三編)に於て「消費に就して」(De la consommation)論じ、而して一千八百十四年の再版以後に於ては、是れを以つて「生産」及び「分配」と並んで、經濟學の三部門一たるしめた。彼れは之れを De la consommation と題せしめて「Traité d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent, et se consomment les richesses, tome II, 1803, livre cinquième.」などと consumption とは呼ばなかつた。consumption は消費、減却、衰亡、又醫學上の用語としては肺結核を意味するものであり、consumation は第一に成就、完結、終局を指す語ある。スミスは消費なる語を使用しながらも、例に據つて之れに定義を與へることがなかつたのであるが、セ

イは生産が物質の創造ではなくして、效用の創造 (creation d'utilité) であると等しく、消費は物質の破壊に非ずして、效用の破壊 (destruction d'utilité) であると定義した。「消費する」(conommer)「物の效用を破壊する」(détruire l'utilité des choses)「物の価値を無くする」(Perdre leur valeur) といふは其の意味が絶対に同一なる表現である。(ibid., ed. 1803, t. ii, p. 338-339.)

然るに国立高等學院(Collège de France)に於けるヤーの經濟學講座の後継者である、Cours d'économie politique, 1840-1841. の著者であるパレグリーノ(Palegrino Luigi Edoardo Rossi)は、其の先任者の經濟學三部門中に於ける消費論を以つて經濟學に關係のないものであると看做し、之れが個人の不生産的消費に關する範圍内に於いては衛生學、倫理學及び家事經濟學に屬し、生産的消費、即ち換言すれば、資本の使用は寧ろ生産論中に論述せらるべきものであり、彼れが不生産的公消費に縮少した課税の問題は分配論の條下に取り扱はれ得るものと觀たのである。

英國に於いては、ジェームズ・ミルは彼れの Elements of Political Economy, 1821. を四部門に分ち、其の第四章に於いて、消費を規制する諸法則は何であるかを論じた。セーは、生産物に對して販路を開くものは生産であり、生産物の購入は、他のもの、價值に依る以外に行はるゝことを得ざるものであると云ふ彼れの「販路論」(Des théories des débouchés)を生産論中に於いて述べたのであるが、(昭和四年版拙著『經濟學史』一一三—一一四頁参照)、ジェームズ・ミルは消費論中に於いて「消費は生産と範圍を共にする」とを論じて、其の Commerce Defended, 1807. 以來の需要供給平衡論を展開せしめた。(昭和十二年版拙著『經濟學史』上卷四二二—四二四頁参照)。然しながら、彼れの消費論の大部分は租稅論に割かれて居つた。課税は實に私消費能力に影響を及ぼすものとして、又、公消費に對して基礎を與ふるものとして屢々消費論中に包含せられる傾向があつたのである。

然るにジェームズ・ミルの子ジョン・スチュアートは前記ロッシとは聊か相違せる理由に基いて消費論を除外した。彼れに従へば、經濟學は富の消費の考察が、生産の其れから、又は分配の其れから不可離である以上に之れを取り扱ふ可き何物をも有せざるものである。彼れは一特殊科學の主題としての富の消費に關する如何なる法則をも認めることがなかつた。是れ等のものは人間の享樂の諸法則以外の何物でもあり得ない。經濟學者は其れ自體の爲めに消費を取り扱へること會つてなく、常に、如何なる態様に於いて相異なる消費の種類が富の生産及び分配に影響するかを研究するの目的を以つて之れを論じたのである。(Essays on Some Unsettled Questions of Political Economy, 1844, p. 132n.)。而も猶ほ、ミルは、經濟學は専ら富の取得及び消費に従事するものとして人類を考察すると做して、其の間に幾分の矛盾を包有せるが如くである。(ibid., p. 138.)。而して、彼れの名著 Principles of Political Economy, 1848. 中には遂に消費論なる部門は看出されるゝことがなかつた。

九

經濟學者等の間には又、消費の本質として財貨の使用を強調する者と價值の喪失に重きを置く者とを出した。セーが消費を以つて物の效用を破壊し、物の價值を無くするに在りと觀たことは前述の如くである。デイ・ボアローは彼れの傳統を承け繼いで「消費するは物の效用又は價值を全部若しくは一部破壊するに在る」と説いた。(『三田學會雜誌』第三十六卷第九號所載拙稿「古版經濟學書解題——一千八百十一年版デイ・ボアロー著經濟學學習の手引」七六頁参照)。マカラックは消費を以つて物質の消費若しくは絶滅を意味することなく、單に貨物をして有用且つ願はしきものたらしむる性質の消費若しくは絶滅であると解した。(前掲『經濟學史』上卷四五頁参照)。マルサスも亦、消費に定義して、富の或る一部分の全般的若しくは部分的破壊であると做した。(Definitions in Political Economy,

1827, p. 247.) 然るに、初めて米國に於いて正式に經濟學を論述したダニエル・レイモンド(Daniel Raymond)は「金銀の器皿は之れを使用せんことを意圖する者によつて購入せらるゝの時、消費せらるゝと稱せられるのであるが、それは數時代の間續いて役立つことを得るのである」と附言しなければならなかつた。(The Elements of Political Economy, ed. 1836, vol. 1, pp. 118-20, 此の書は Thoughts on Political Economy. と題して一千八百二十年に發せられ、同二十三年の再版に於いて改題せられた。) シーニョアは、生産せらるゝ殆んど總べてのものが破壊せらるゝことは眞實であるが、而も吾人はそれが破壊せらるゝが爲めに生産せらるゝことを承認することを得ずと做した。それは利用せらるゝの目的を以つて生産せられる。食料及び燃料の如き、是れ等のものを使用するの行爲其の者に於いて滅失する底のものが最も肝要なる貨物であるが故に、消費なる語は普く何等かの物を利用することを表現するものとして用ひられて來たのである。シーニョアは言ふ、若し消費が總べての生産の目的であることが眞であるならば、一家屋の居住者は其の消費者と稱せられなければならないが、而も彼れを其の破壊者と呼ぶことは奇妙であらう。蓋し、それは住はれなければ遙かに速かに破壊せらる可きことが儘かであるが故である。「使用する」と云ふ辭句が「消費する」と云ふ其れに代らしめらるゝことが出來たならば、經濟學の術語に於ける一進歩であらう、と彼れは思惟した。(Political Economy, 3rd ed., 1854, p. 54.) ルマンの如き獨逸經濟學者に取つても、使用は消費の決定的特徴であつて、價值喪失は然るものではなかつた。(Statwirthschaftliche Untersuchungen, 1832, S. 328-329.)

數年間獨逸に滞在し、特にヘルマンに負ふ所のあつたベンフィールド(Thomas C. Banfield)は消費の理論を以つて經濟學の科學的基礎たる可きものと看做し、而して、消費理論の第一命題を以つて、等級に於けるあらゆる

より、低き欲望の満足はより、高き性格の願望を創造すると言ふに在りて做した。(The Organization of Industry, explained in a course of lectures, delivered in the University of Cambridge in Easter Term 1844, 2nd ed., 1848, p. 11.) 最初の欲望としての食料はそれが如何なる犠牲を費すことであるも、第一に満足せられなければならない。食料が豊富となるに比例して他の諸欲望は其の重要性を高め、而して其の種々なる壓迫の程度に従つて分類せらるゝ絶えず擴大しつゝある願望の連系が喚起せられる。(ibid., p. 60.)

ベンフィールドは一層緊切なる欲望を満足するの資料が低廉となるは必然第二のものを満足するが爲めに費さるゝ貯蓄を生ぜしむるものであると做して、自由貿易を擁護したのであるが、「消費の理論は經濟學の科學的基礎である」と云ふ彼れの學說を其の論旨の關鍵として採用し、其の最も特色ある諸學說を明確に效用の理論に基かしめ、而して此の效用の理論を以つて消費の理論と看做し、且つ明白に、經濟學の理論は消費の正確なる理論を以つて始まらなければならない旨を主張した者はジュヴォンズであつた。消費論を經濟學より排除せんとせるジョン・ステュアート・ミルの主張は茲に排除せられた。(The Theory of Political Economy, 2nd ed., 1879, pp. 42-46.) 彼れは經濟學に於いては富の生産及び分配に先き立つて消費を論ず可きものと做し、富の本質を叙したる後に於いて直ちに之れに就いて述べんとした。(Political Economy, 2nd ed., 1878, p. 11.) 彼れを以つて觀れば、效用は内在的性質ではなくして、寧ろ人間の所要に對する其の關係から發生する諸物の情況であると稱せらる可きである。(Theory, op. cit., p. 47.) 效用の程度は貨物の數量と共に變化し、而して結局其の數量の増加するに連れて減少する。(ibid., p. 57.) 交換の比率は效用の最終程度によつて決定せられる。總べて二貨物の交換の比率は、交換終了後に於いて消費に供し得可き貨物の數量の效用最終程度の比率の反數なる可きである。(ibid., p. 103.)

ローザンヌのレオン・ワルラスも亦、事實上ジェヴォンズと同一の見地に立ち、消費の理論を喚起す可き所要の満足の考察を以つて其の交換價值學說の基礎たらしめたのである。彼れが「満足せしめらるゝ最後の欲望の強度」(l'intensité du dernier besoin)と稱した所のは、即ちジェヴォンズの所謂「效用の最終程度」に等しいものであつて、彼れは之れを其の父オーギュスト・ワルラスに倣つて「稀少性」(rareté)と名附けた。效用の程度は數量の増加に連れて減少する。蓋し、貨物の連續的單位を以つて満足せしめらるゝ欲望は漸次其の重要性を減ずるに至るが故である。交換價值は「稀少性」に比例する。(Éléments d'économie politique pure ou théorie de la richesse sociale, édition définitive, 1926, p. 101.)

ワルラスは「稀少性」を以つて價格の決定原因たらしめるものではあつたが、而も彼れの中心學說を構成するものは一般的經濟均衡理論であつた。然るに、之れと殆んど時を同じうして發生を見た心理學派は、財貨の購入者即ち消費者の心胸内に於ける主觀的評價過程に對して市場價值決定に於ける原因的優位を與へ、而して生産及び交換の過程を消費者の選擇に従屬せしめた。彼れ等は消費者の選擇を説明するに際して效用遞減及び限界效用均等の精巧なる理論を打ち建てる。消費の術は、吾人が一物の消費を止めて、他物に移るの時機を知るに存する。吾人は吾人の消費の爲めに財貨を選擇するに際して、先づ吾人が選擇す可き諸貨物の限界效用を考察する。極致は、消費せらるゝ總べての財貨の限界效用が恰も等しい際に到達せられる。斯くて、消費の科學的理論が構成せられる。

アルフレッド・マーシャルの如き綜合主義者は、彼のベンフィールドによつて提唱せられ、ジェヴォンズによつて採用せられた「消費の理論は經濟學の科學的基礎である」と云ふ學說を眞なりとする者ではなかつた。蓋し、欲望の科學に於ける主たる關心事の多くは努力及び活動の科學から借用せらるゝが故である。(Principles of Economics,

vol. 1, 5th ed. p. 90.) 而も猶ほ、彼れは其の大著の第三編に於て「欲望と其の満足に就いて」論じ、是れを以つて需要及び消費の研究と做し、第四編を以つて、其の一般的性質に於いて、過去二世代を通じて一般經濟學に關する殆んど總べての英國書に在つて大なる地位を與へられた生産論に相應する生産要素論に充て、纏がて第五編に於いて、需要、供給及び價值の一般的關係を取扱はんとした。

消費論に對するマーシャルの寄與中特に擧示せらる可きものは需要の弾力性及び消費者餘剰に關するものであらう。種々なる貨物の間に於ける需要の弾力性の相違は固より彼れ以前に於いて既に一定の論者によつて或る程度迄感知せられては居つたが、而も未だ正確に體得せられ表現せらるゝ所がなかつたのである。ジョン・ロックは生活の絶對必需品と多少の程度に於いて有用なる物件とを區別し、而して前者に對する需要は弾力性に乏しく、後者に對する其れは多少の程度に於いて弾力性を有することを會得せるが如くではあるが、而も彼れの言辭は之れを充分に明瞭ならしめることがなかつた。(前掲「重商主義經濟學說研究」五六六—五六七頁參照)。ローグデルは前述の如く、需要の弾力性が貨物の本質に依存することを知悉して居つた。ウィリアム・フォスター・ロイドが相異なる欲望を以つて其の種々なる相違に従つて力の程度相異なる發條によつて表示せらる可きものと觀たる時、彼れは是れに由つて弾力性を意味して居つた。(前掲「古版西洋經濟學解題」六四—六五頁參照)。マルサス及びジョン・ステュアート・ミルは諸貨物が價格に於ける一定の變化と關聯せる購入せらるゝ數量に於ける變化の高に於いて甚しく相違することを認めた。ミルは曰く「若し其の物品が生活の必需品であつて、人々は放棄するよりも寧ろ如何なる價格に於いても之れに對して支拂はんとするものであるならば、三分の一の不足は價格を二倍、三倍若しくは四倍に引き上げることがあるであらう」と。而して、彼れは又、供給が需要を超過した際には食料品の如きものに在つては、既に十分

に之れを有する者は、其の低廉なるが爲めに、多くを要求することなきを以つて低廉によつて生じた消費の増加は豊作によつて生じた餘分の供給の極めて小なる部分を拉し去るに過ぎずと做した。(Principles of Political Economy, vol. i, 1848, p. 528, 529.) 又曰く「或る物は其の過剩若しくは不足の其れよりも大なる比率に於いて影響せらるゝの常であり、他は小なる比率に於いて影響せらるゝの常である」云々と。(Ibid., vol. ii, p. 16.) ケーギュスタン・クールノオは弾力性の原理を堅く把握し、而して、其の Recherches sur les principes mathématiques de la théorie des richesses, 1838. に於いて、之れに正確なる數學的形態を與へた。然しながら、之れに對して「需要の弾力性」なる術語を與へ、經濟學者をして之れを熟知するに至らしめたものはマーシヤルである。

彼れに従へば、一市場に於ける需要の弾力性 (elasticity of demand) は、價格に於ける一定の下落に對して需要せらるゝ高の増加することが多いか少いか、又、價格に於ける一定の昂騰に對して減少することが多いか少いかに従つて、大若しくは小である。(Principles of Economics, vol. i, 1890, p. 162.) 彼れは、概して需要の弾力性は「物件の價格が購買者の一階級の資力に對して相對的に甚だ高い際には、而してそれが甚だ低い際には再び、小であるが、吾人が高水準及び低水準と呼び得る所のもの、間に介在する價格に對しては遙かにより大であることを主張する。(Ibid. p. 163, 此の點に於いて後版には若干の修正が施されてゐる。cf. 5th. ed., 1907, p. 103.) 需要の弾力性は消費者が價格の下落に於いて有する利益、並びに課税、奨励金及び獨占の結果を決定する主要なる要素である。一財貨に對する需要の弾力性は其の生産と關聯せる危険の上に重要な關係を有する。需要の弾力性大なるは價格の安定を意味し、弾力性小なるは價格の不安定を意味する。前世界大戰後に於ける農産物の比較的小なる生産過多は農業階級に取つて破滅的なる低價格を現出せしめたのである。斯くの如き價格の不安定を免れんとするの

念は種々なる方法を以つてする統制を喚起する主要なる動機となるのである。

「消費者のレント」(consumers' rent) なる語は同じくマーシヤルによつて、或る人が其の支拂ふ貨幣の彼れに對する價值以上に其の貨物の購入から取得する超過若しくは餘剩満足の高を表示するが爲めに導入せられた術語である。或る人が之れなくして済ますよりも寧ろ何等かの満足に對して恰も甘んじて支拂はんとする所のものが彼れに對する満足の「經濟的尺度」である。(The Pure Theory of (Domestic) Values, printed for private circulation in 1879, p. 20.) 「消費者のレント」なる名辭は類推的に使用せられる。「地代」即ち「地主のレント」なる名辭は産物を上ぐるが爲めに必然生ぜしめらるゝ支出を借地農に補償するが爲めに恰も要せらるゝ高以上に出でた土地の全産物の價值の超過分に適用せられる。同様に消費者のレントは、或る人が一貨物を取得するが爲めに行はなければならぬ支出以上に出でた彼れの購入する貨物の至高の彼れに對する價值の超過分である。(Ibid., p. 23.) 同一の投費によつて相異なる購入者に與へらるゝ満足の高は甚しく相違することある可きが故に、一定の消費者レントは餘剩満足の不均衡なる高を表示することがあるであらう。特に、一貨物の效用は、其の一が主として富者によつて消費せられ、而して他が主として貧民によつて消費せらるゝ際には、是れ等のものゝ貨幣尺度によつて近似的にすら表示せられると看做さるゝことを得ない。是に於いて平、マーシヤルは、消費者レントの見積の實際的有用性は、考察せらるゝ諸價格が購入者等の平均的富の相等しき(固より貨幣の一般購買力も亦)諸市場に於いて支拂はるゝ其れである場合に限られることを指摘する。(Principles, ed. 1890, op. cit., pp. 178-179.) 而も猶ほ合成的消費者貨幣レントの概念が眞に實際的價值を有することが主張せられる。或る租税の賦課は是れに由つて消費者に蒙らしめらるゝ損害に比例して頗る小なる収入を國家に齎することある可きである消費者餘剩の概念は又、無拘束なる競争によつて

取得せらるゝ利益の最大限が必ずしも取得し得る最大可能の利益に非ざることを立證するに資す可きものである。最大限の社會的利益の原理と看做された「自由放任」は實に實際的のみならず、理論的にも亦、一定事實の下に在つては倒壊す可きことが論證せられたのである。

十

近世に入つても猶ほ種々なる社會階級の間における輿論は依然として消費の項目及び方法に對して著大たる影響を有して居つたが、而も、進歩的社會に於いては交易及び生産と等しく消費も亦次第に「自由放任」に委せらるゝ所大ならんとするの傾向が存して居つた。古典的經濟學者は消費の自由を宣言した。アダム・スミスは奢侈禁止法に依り、若しくは外國奢侈品の輸入を禁止するに依つて、私人民の經濟を監視し而して彼れ等の經費を抑制せんとを企圖するは國王及び大臣に在つて此の上もない筋違ひであり僭越であると考ふるの極端に馳せた。スミスに従へば、彼れ等は彼れ等自身常に、而して何等の例外もなく、社會に於ける最大なる浪費者である。「彼れ等をして彼れ等自身の費用を深く注意せしめよ、然らば、彼れ等は安んじて私人民の費用を彼れ等に委するを得可きである。彼れ等自身の放肆が國家を滅亡せしめることがないならば、彼れ等の臣民の其れは決して國家を滅亡せしめることがないであらう」。(Wealth of Nations, ed. 1776, vol. 1, p. 421.)。而して、獨逸歷史學派の長老ウィルヘルム・ロッシヤの如きも、少くとも、強健にして繁榮を極めつゝある國民は斯くの如き引繩を要することなきものと思惟した。切除せらる可き瘤の存する際には、國民は自ら之れに對して準備を行ふのである。(Die Grundlagen der Nationalökonomie, ein Hand- und Lesebuch für Geschäftsmänner und Studierende, 1854, S. 431.)。然しながら、其の後に至つて先づ交易及び生産の方面に現れた反動は聽がて消費の方面にも及ぶこととなつた。

國家は治安及び良俗維持並びに社會衛生其の他の見地から屢々消費の方面に干渉するの必要に驅られた。凡そ如何なる自由主義的社會に於いても政府が其の人民の消費の上に直接若しくは間接の制限を加へざるものは存しなかつたであらう。殊に消費者自身が自己の眞利害の最良なる判官たることなく、又消費せらるゝ物品の眞價値を正しく判斷すること能はざる場合に於いて其の管理が正當視せられなければならぬことが主張せられる。政府は又、主として課税によつて間接に消費の上に影響を及ぼすものである。一定の租税は特に其の社會的影響を目的として提唱せられる。現在、一定の奢侈品に對して行はれつゝある課税は多くは國庫收入の目的を以つてするものではあるが、而も亦、多少の程度に於いて奢侈禁止法的性質を具有する。

消費の過程が國民の福祉に及ぼす影響は常に考察の對象とならなければならぬ。固より古い奢侈禁止法は復活せしめらるゝことがなかつたのであるが、而も一部の經濟學者は奢侈を以つて縦令ひ法律の力に依つて禁止せられなければならぬ罪惡であるとは看做さない迄も、少くとも經濟學の名に於いて痛撃を加へられなければならぬものであると思惟した。淘にハートリー・ワイザース(Harley Withers)が其の Poverty and Waste, 1914. 中に説くが如く、今日の生産には其の方向を誤つたものが甚だ多い。現在存在しつゝある財貨及び利用し得る生産力には一定の限度が存するが故に、少數の富裕者をして其の奢侈を擡らし、必要以上の欲望を満足せしむるが爲めに、多數民衆の必要缺く可からざる消費を危ふからしむ可きではない。而して又、消費の爲めに有用なる財貨の現存高から最大可能なる満足を取得することが重要であると等しく、一定の満足を取得するが爲めに努力の最小可能なる投費を以つて生産せられ得る財貨を選択することも亦重要である。吾人は吾人の欲望の單なる變更に由つて何等消費の快感を減少することなくして費用を減少し得る場合の存することを認めなければならぬ。欲望の變更は往々にして恰も生産

方法の變更と等しく有効に經濟的福利を増加することある可きである。經濟的企畫の自由に基礎を置いた福利の理論は又、國民主義的、人道主義的及び審美的角度よりする批判を喚起した。福利は生産物の品質的優秀と、單なる金錢上の動機のみによつて誘導せらるゝことのない趣味とを包意するものと宣言せられた。

消費者によつて選擇せられる物品の種類は彼れの所得の高に依存する。種々なる社會階級が其の投費を、單に現在の快感を與ふるに過ぎざる物件と體力及び精神力を鍊成するに資する物件との間に、又低級なる欲望を満足せしむるものと高等なる欲望を刺戟し養成するものとの間に分配する割合を調査せんとする極めて重要にして而も困難なる努力が行はれた。夙に英國勞働階級の生活状態を調査せんとせる者にハリソン(William Harrison)、マチャイ、カントヨン、アーサー・ヤング及びマルサス等が居つたが、殊にイーデン(Sir Frederic Morton Eden)の業績が記憶せらる可きであつた。彼れの名著 *The State of the Poor: or, An History of the Labouring Classes in England, from the conquest to the present period*. 三巻は一千七百九十七年に出版せられてゐる。此の先驅者の事業は第十九世紀中葉の統計學者を鼓舞し、白耳義の社會統計學者デュックペンシオ(Edouard Ducpéaux)をしてケトハ(Lambert Adolphe Quélet)及び其の他中央統計委員會を構成する人々によつて計畫せられ一千八百五十五年刊行せられた白耳義政府最初の生活費調査を編纂せしめた。*Budgets économiques des classes ouvrières en Belgique, substances, salaires, population, 1855*。佛蘭西の社會改革家ル・ブノー(Pierre Guillaume Frédéric Le Play)は、勞働階級に屬する各個の家族を取り扱へるモノグラフを草し、單に其の歴史を詳細に説き、其の生活の方法を叙し、而して其の生計の資源を解析するのみでなく、複式簿記の一種に於いて其の日々の生活を概括し、經費の各項目を慎重に収入と對比均衡せしめんことを企圖した。彼れは一千八百五十五年に *Les Ouvriers européens* の題下に斯

くの如きモノグラフを二巻に纂輯して出版した。(一千八百七十七年から九年に亘つて發表せられた第一版は六巻から成る)。次いで、獨逸の統計學者エンゲル(Christian Lorenz Ernst Engel)は白耳義及びザークセンに於ける各社會階級に屬する家族の生計費に就いて精密なる研究を行ひ、一千八百五十七年に於ける各階級に屬する家族の種々なる目的に對する經費の割合を示す表を作成し、消費の研究に統計を使用するの效果多きことを明かにした。而して彼れは是れよりして所謂「エンゲルの法則」なるものを引き出したのである。(昭和十四年版拙著『經濟原論』九三—九五頁参照)。斯くの如き表は勞働階級が文化的費用を支出する割合の極めて尠なることを示すものである。是に於いて乎、特に教育、交通、休養、娛樂、保健及び衛生等の方面に於いて、各個人の所得高に基かずして、多數人の給付能力の總括に依つて各個人に消費の機會を與へる「共同經濟的消費」(gemeinwirtschaftliche Konsum)が次第に其の範圍を擴張しなければならなかつたのである。

消費統計は人民の大多數に就き其の物質的生活の有用なる輪郭を與へるものである。消費は分配によつて決定せらるゝ所が大であるから、應がて又、其れ自體國富分配の態様に關する最良の徵證たるものである。相異なる國民の、若しくは相異なる時代に於ける同一國民の種々なる物品の各箇宛消費に關する統計は屢々種々なる階級間に於ける所得及び富の分配に關する最良なる證左を供給する。斯くて、價格及び所得の一般水準に對して消費せらるゝ種々なる貨物の數量及び相異なる人民の間に於ける、又相異なる時期に於ける是れ等のものゝ數量及び品質に於ける變動等の問題が經驗的經濟學者の注意を喚起した。

戰爭時に於ける國民の消費は、各個人夫々の自由選擇に依らずして、或ひは戰爭目的達成に必要な資源を管理し、或ひは不充分なる物資の公平なる配給を確保せんとする國家的要請によつて法定せられる所が極めて多い。是

れ等の目的を達成するが爲めに直接若しくは間接の消費統制が喚起せられる。而して、是れ等統制の結果が國民の生活水準に及ぼす影響が又、考察の対象とならなければならぬ。

原單位計算制度に關する若干の考察

小 高 泰 雄

企業に於ける消耗價値の綜合たる原價計算は物量計算を前提とする。物量計算の重要性はシュミットの次の言葉から容易に察知することが出來やう。即ち「(原價)の明瞭なる概念構成は原價が物量的に考察せられたるときに得られる。何となれば一生産物の生産に用ひられたる總ての財・利用・用役それが原價なるが故である。かゝる物量的觀察は原價の認識と其の構成を明らかならしめる。原價種目の物量を正當に認識し、これを個々の生産物に配分することが第一義である。次いで斯く確定せられたる物量について原價評價が行はれる。原價認識を單に價値にかかはらしむることは大なる誤謬を招き易い。何となれば總價値の中に總ての詳細なる事實は隠蔽せられ經營上の幾多の缺陷が注意せられずに終るからである」と。— Kalkulation und Preispolitik. S. 22. — 經營評價の基礎をなすものは物的財の消耗度、人的用役の生産参加度の測定であり、經營者はあらゆる製品及び行程上の技術的企畫をかゝる面より比較検討し、この根底の上に貨幣價值的評價の全構想を組立てるのである。この企業に於ける貨幣價值的評價は、國民經濟全體を包含する物の循環とこれに交流する貨幣の循環との基本的結節點をなすものである。その結